

マイナポータル利用支援窓口の 開設曜日が変わります



窓口では、マイナンバーカードの保険証利用の申し込み、公金受取口座の登録など、マイナポータルの利用支援を行っています。令和7年1月～3月までは週2回開設します。

☑️令和7年1月～3月

水曜日・日曜日

◎日曜日以外の祝日・年末年始は開設しません。
◎12月中は水・日曜日の他、金曜日も開設しています。

【開設時間】

- ・水曜日 午前8時30分～午後7時
- ・金曜日 午前8時30分～午後5時(12月のみ)
- ・日曜日 午前9時～午後5時

場 区役所1階

対 区内在住・在勤者

☑️マイナンバーカードの保険証利用の申し込み
・公金受取口座の登録
・マイナポータルの閲覧

◎マイナポータルから外部サイトに接続して行う手続きなどは対応していません。

◎窓口にはご本人がお越しください。

持ち物

- ・マイナンバーカード
- ・本人名義の銀行口座情報(公金受取口座の登録をする場合)

◎数字4桁の暗証番号が必要です。

☑️マイナポータル全般について

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎️(0120)950178

午前9時30分～午後8時

(土・日曜日、祝日は午後5時30分まで)

・マイナポータル支援窓口について

総務課組織・業務改善等担当

☎️(3546)5625

(平日 午前8時30分～午後5時)



詳しくは区☑️へ



詳しくは総務省☑️へ

補正予算のあらまし

1億3,688万2千円を増額補正しました

令和6年度の一般会計補正予算が、11月に開かれた第4回区議会定例会で可決されました。
今回の補正予算は、別表のとおりです。

一般会計の補正額

別表

補正予算額	補正後の予算額
1億3,688万2千円	1,382億3,759万円

主な内容

◆区史アーカイブ・発信事業(-千円)

令和8年度の区制施行80周年に向けて、区史をアーカイブ化するとともに、区史の魅力を広く発信するため、歴史アーカイブプラットフォームの構築および区制施行80周年記念映像の制作を行います。

◆地域の魅力発掘・発信支援事業(300万円)

区制施行80周年に向けて、区民などの地域への誇り・愛着心の醸成を目的とし、町会などが行う地域にゆかりのある人物や旧跡などの歴史文化資源の魅力を発掘・発信する取り組みを支援するため、新たな補助制度を創設します。

対象期間 令和7年1月～3月

◆障害・介護サービス事業所、保育所等に対する物価高騰緊急支援(9,158万円)

物価高騰の影響が長引く中、福祉サービスの安定的な提供環境を維持するとともに、利用者への負担軽減の抑止を図るため、区内の障害・介護サービス事業所、保育所等に対し、物価高騰影響相当額として支援金を支給します。

対象期間 令和6年4月～令和7年3月

◆住民税非課税世帯等エアコン購入費助成事業(1,230万2千円)

経済的な理由により自宅にエアコンがない世帯に対し、エアコンの購入および設置に要する費用を助成し、夏季における熱中症による健康被害の予防を図ります。

対象期間 令和7年2月～令和8年3月

◆保育所等における安全対策支援事業(3,000万円)

区内保育所などにおいて保育所内外での活動時の置き去り、飛び出しなどの事故を未然に防ぎ、安全対策の強化への取り組みを支援するため、安全装置などの設置に係る費用を補助します。

対象期間 令和6年4月～令和7年3月

◆泰明小学校および泰明幼稚園の改修(-千円)

泰明小学校および泰明幼稚園の設備老朽化などに伴い、体育館や講堂などの改修工事を行います。

☑️財政課財政担当

☎️(3546)5255



不合理な税制改正などに対する特別区の主張

法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税制度などの不合理な税制改正によって、特別区は貴重な税源を奪われ続けています。しかし、特別区には、首都圏特有の財政需要があり、将来にわたって膨大な額の財源が必要です。

さらに、長らく物価高騰の影響は、特別区の財政にも大きな影響を与えており、先行きが依然として不透明な状況です。地方財源の不足や地域間の税収格差の是正は、地方の財源を吸い上げることなく、国の責任において地方交付税の法定率を引き上げ、調整するべきものであり、自治体間に不要な対立を生むような措置は是正されなければなりません。



詳しくは特別区長会☑️へ

ふるさと納税の本区への影響など

ふるさと納税の影響により、平成21年度から令和6年度までの16年間で約195億円が区外に流出しています。これは令和6年度に開校した晴海西小学校整備(用地取得費を除く)に係る経費(約96億円)の2校分に相当します。

ふるさと納税は、「税の使われ方を考えるきっかけとなる」「生まれ故郷やお世話になった地域の力になれる」制度として創設されています。

返礼品を目的とした寄附が増えている現行の「ふるさと納税」は、制度創設時の理念から大きくかけ離れており、受益と負担という地方税の原則を歪めるものとなっています。

区民の皆さんには、ふるさと納税の本区への影響と制度本来の趣旨をご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

☑️財政課財政担当

☎️(3546)5255

区民の 皆さんへ

公職選挙法の趣旨に沿い、年末年始のごあいさつはご遠慮申し上げます。

令和6年12月
中央区長 山本泰人

私ども中央区議会議員一同は、公職選挙法の趣旨に沿うため、本年も昨年と同様、年末年始のごあいさつを取りやめさせていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

令和6年12月
中央区議会議員一同